

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

〔平成14年7月19日〕
閣議決定

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）においては、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。特に政府は、通常の経済活動の主体として国民経済に占める位置が極めて大きいことから、自らがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することによる地球温暖化対策の推進が大きく期待され、また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な措置を求めるためにも、政府自らが率先して実行することの意義は高い。

このため、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年4月9日閣議決定）に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府の実行計画」という。）を以下のとおり策定する。

また、所管の政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図るとともに、必要な支援に努めるものとする。

第一 政府の実行計画の対象となる事務及び事業

政府の実行計画の対象となる事務及び事業は、政府の各行政機関（以下「関係府省」という。）が行うすべての事務及び事業とする。

第二 政府の実行計画の期間等

政府の実行計画は、平成18年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。また、本計画において現状比とは、平成13年度比をいう。

第三 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量については、平成13年度の温室効果ガスの総排出量について、平成14年度末までを目途に推計を行い、公表する。その後、政府の実行計画の期間中、毎年度、温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

第四 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 低公害車の導入

政府の一般公用車について、平成14年度以降3年を目途に低公害車に切り替える。

燃料電池自動車について、政府として率先導入する。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

公用車で使用する燃料の量を、現状比で、平成18年度までに概ね85%以下とすることに向けて努めることとし、このため、公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

このため、霞が関の中央省庁において毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を極力図る。

(3) 自転車の活用

霞が関における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転

車の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型O A機器等の導入等

エネルギー消費の多いO A機器、家電製品及び照明等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たって計画的に実施する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

(5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を現状比で平成18年度まで増加させないよう努めることとし、このため、資料の簡素化や電子媒体での提供、両面印刷等を極力図る。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

古紙配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

イ 木材、再生品等の活用

間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

(7) H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品を積極的に選択する。また、H F Cを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。

エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からのS F 6の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた SF_6 について、極力回収・破壊等を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の選択を計画的に実施する。

都市ガス、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を極力図る。

省エネルギー診断など温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する役務の選択を計画的に実施する。

イ 製品等の長期使用等

詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

オ メタン(CH_4)及び一酸化二窒素(N_2O)の排出の抑制

エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。

庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

ほ場の管理の改善及び家畜の飼養管理技術の確立等を図る。

家畜排せつ物の適正な処理を極力図る。

笑気ガス(麻酔剤)の適正な使用を極力図る。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)及び国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年12月15日建設省告示第2379号)の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

- (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
既存の建築物のエネルギー使用状況等の診断及び温室効果ガスの排出の抑制等に資する改修を計画的に実施する。なお、中央官庁庁舎の整備主体は、原則として平成14年度末までに、内閣府庁舎をはじめとする中央官庁庁舎において省エネルギー診断を主としたグリーン診断を実施し、その結果を公表する。
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
建築物の断熱性能の向上に資する建具等の利用を図る。
木材の利用や、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。
- (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を極力図る。
- (4) 冷暖房の適正な温度管理
庁舎内における冷暖房の適正な温度管理を図る。
- (5) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用
太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーの計画的な有効利用を極力図る。
- (6) 水の有効利用
雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を極力図る。
- (7) 周辺や屋上の緑化
 - ア 敷地等の緑化の推進等
庁舎等について、敷地内における緑化を積極的に推進する。
 - イ 敷地内の環境の適正な維持管理の推進
ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の管理に当たって環境の保全を図る。
- (8) その他

- ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施
建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
建設廃棄物の抑制を図る。
- イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施
建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

- ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等
事務所の単位面積当たりの電気使用量を、現状比で、平成18年度までに概ね90%以下にすることをに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を極力図る。
エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、現状比で平成18年度まで増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。
- イ 庁舎における節水等の推進
事務所の単位面積当たりの上水使用量を、現状比で、平成18年度までに90%以下にすることをに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を極力図る。

(2) ごみの分別

事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、現状比で、平成18年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とすることをに向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図る。

(4) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

4 職員に対する研修等

- (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。
- (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励
希望する職員が地球温暖化対策の推進に関する活動に参加できるよう、休暇を取りやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

5 政府の実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

政府の実行計画の推進・点検については、地球温暖化対策推進本部幹事会において行う。

関係府省は、各府省ごとの推進・点検体制を平成14年度末までに整備する。

6 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

政府の実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、現状比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とする。

(備考)

1. 「平成12年度における「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」の実施状況について」(平成13年11月環境基本計画推進関係府省会議)によれば、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出された二酸化炭素(CO₂)の実重量は、平成12年度において282万トンCO₂と推計されている。この実重量は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)の施行前の関係府省を対象行政機関としている。
2. 政府の実行計画を効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置については、別途実施要領を定める。